

耐震化促進事業等の拡充について

1 背景及び目的

本区では、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、区民の生命と財産を保護することを目的として文京区耐震改修促進計画を平成20年3月に策定し、その後、改定を行ってきた。令和8年3月の本計画の改定に併せて、文京区耐震化促進事業等を拡充する。

2 拡充案の概要

(1) 耐震化促進事業

耐震診断

助成種類	現 行	拡充案
木造建築物耐震診断助成 (一般)	要した費用の 8/10 かつ上限 10 万円	要した費用の 8/10 かつ上限 20 万円
木造建築物耐震診断助成 (高齢者居住等)	要した費用の 10/10 かつ上限 20 万円	要した費用の 10/10 かつ上限 30 万円
木造住宅の除却を目的とした耐震診断（容易な耐震診断）（新規）	—	無料 （区職員が実施）
非木造建築物耐震診断助成	要した費用の 1/2 かつ上限 50 万円	要した費用の 1/2 かつ上限 100 万円
分譲マンション耐震診断助成	要した費用の 1/2 かつ上限 150 万円	要した費用の 9/10 かつ上限 300 万円

耐震設計

助成種類	現 行	拡充案
非木造住宅耐震設計助成	要した費用の 1/2 かつ上限 40 万円	要した費用の 1/2 かつ上限 80 万円
分譲マンション耐震設計助成	要した費用の 1/2 かつ上限 250 万円	要した費用の 8/10 かつ上限 500 万円

耐震改修

助成種類	現 行	拡充案
木造住宅耐震化助成 (一般)	要した費用の 1/2 かつ上限 120 万円	要した費用の 1/2 かつ上限 200 万円
木造住宅耐震化助成 (高齢者居住等)	要した費用の 3/4 かつ上限 240 万円	要した費用の 3/4 かつ上限 400 万円
木造住宅耐震シェルター等 助成 (一般)	要した費用の 1/2 かつ上限 20 万円	要した費用の 1/2 かつ上限 40 万円
木造住宅耐震シェルター等 助成 (高齢者居住等)	要した費用の 3/4 かつ上限 40 万円	要した費用の 3/4 かつ上限 60 万円
非木造住宅耐震改修工事助 成	要した費用の 1/2 かつ上限 300 万円	要した費用の 1/2 かつ上限 450 万円
分譲マンション耐震改修工 事助成	要した費用の 1/2 かつ上限 2,000 万円	要した費用の 8/10 かつ上限 5,000 万円

木造住宅除却

助成種類	現 行	拡充案
木造住宅除却助成	要した費用の 1/2 かつ上限 100 万円	要した費用の 2/3 かつ上限 150 万円
細街路沿道木造住宅除却助 成	要した費用の 3/4 かつ上限 50 万円	要した費用の 3/4 かつ上限 80 万円

建替え (新規)

助成種類	現 行	拡充案
分譲マンション建替え助成	—	要した費用の 8/10 かつ上限 5,000 万円

(2) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

助成種類	現 行	拡充案
耐震診断	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 9/10 かつ上限 200 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 9/10 かつ上限 300 万円
補強設計	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 200 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 500 万円
耐震改修工事	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 5,000 万円
建替え	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 5,000 万円
除却	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 5,000 万円

(3) 緊急道路障害物除去路線沿道建築物耐震化促進事業

助成種類	現 行	拡充案
耐震診断	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 200 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 9/10 かつ上限 300 万円
補強設計	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 200 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 200 万円
耐震改修工事	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 1,000 万円
建替え	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 1,000 万円
除却	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 1/2 かつ上限 1,000 万円	要する費用又は延べ面積により算出する金額のうち低い金額の 8/10 かつ上限 1,000 万円

なお、特定緊急輸送道路沿道建築物を対象とした助成については変更せず継続する。
木造住宅不燃化助成については利用実績が少ないため、特定既存耐震不適格建築物耐震診断については、一般緊急輸送道路沿道建築物への助成と重なるため廃止する。

3 今後の予定

令和8年度から新制度による事業を開始し、併せて以下の周知啓発を行う。

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者への働きかけ（4月）
旧白山通り沿道の対象建築物所有者へのアンケート調査等
- ② 耐震相談会（7月、9月、12月）
建築士、税理士、弁護士及び区職員による耐震改修等に関する相談会
文京シビックセンター及び地域活動センター等で開催予定
- ③ 地震に関する地域危険度の高いエリアへの個別訪問（11月）
東京都による地域危険度の高いエリア内の旧耐震住宅所有者への戸別訪問及び意向調査